

北上市特別用途地区における建築物の制限規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北上市特別用途地区における建築物の制限条例（令和4年北上市条例第40号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請等)

第2条 条例第4条第1項ただし書により許可を受けようとする建築主（以下「申請者」という。）は、特別用途地区建築許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 2面以上の立面図
- (5) 求積図
- (6) その他市長が必要と認める書類

(許可等)

第3条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、許可するときは特別用途地区建築許可通知書（様式第2号）により、許可しないときは特別用途地区建築不許可通知書（様式第3号）により、申請書の副本を添えて、申請者に通知するものとする。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年3月24日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

北上市長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

特別用途地区建築許可申請書

北上市特別用途地区における建築物の制限条例第4条第1項ただし書の規定による許可を申請します。

建築場所			
工期	着工 年 月 日	完了 年 月 日	
申請理由			
設計者	住所 氏名	電話番号	
施工者	住所 氏名	電話番号	
	申請部分	申請以外の部分	合計
敷地面積	m ²	m ²	m ²
建築面積	m ²	m ²	m ²
延べ面積	m ²	m ²	m ²
高さ	m	用途及び構造	

備考 代理人が申請をしようとする場合は、建築主の委任状を添付してください。

様式第2号（第4条関係）

北上市指令 第 号

申請者 住 所
氏 名

特別用途地区建築許可通知書

年 月 日付けで申請のあった特別用途地区建築許可申請については、次のとおり許可します。

年 月 日

北上市長



建 築 場 所			
工 期	着工 年 月 日	完了 年 月 日	
理 由			
	申 請 部 分	申 請 以 外 の 部 分	合 計
敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²
建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
高 さ	m	用途及び構造	

様式第3号（第4条関係）

北上市指令 第 号

申請者 住 所
氏 名

特別用途地区建築不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった特別用途地区建築許可申請については、次の理由により許可しません。

年 月 日

北上市長



理由

- 備考
- 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、北上市長に対して審査請求をすることができます。
 - 2 この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、北上市長となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。